

世田谷区地域経済の持続可能な発展条例 解説

令和4年4月

経済産業部 産業連携交流推進課

はじめに

世田谷区では、平成11年に世田谷区産業振興基本条例を制定し、産業や地域社会の発展を推進してきました。

この間、世田谷区を取り巻く社会経済状況は、デジタル化の急速な進展やSDGsの理念の広がり、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより大きく変化してきました。

こうした中、令和2年度より本条例の見直しに向けた検討を進めてきました。

今般、条例の視点を「産業の振興」から「地域経済の発展や活性化」へと移行し、経済的な成長のみならず、様々な社会課題の解決など、従前では経済成長と距離があると考えられてきた価値の重要性も踏まえた、地域の経済発展と地域や社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を目指して、「世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」を制定しました。

前文

私たちのまち世田谷は、多くの人々を惹きつけ、受け入れ、一人ひとりの主体的な参加や行動を尊重する土壌の下、多様な文化や生活、まちなみを育んできた。

産業は、こうした区民生活と地域社会の基盤としての役割を果たし、物やサービスのみならず、人材、資本、文化、技術、情報等の循環を通じて地域経済を先導してきた。また、人の学び、活躍及び実践の場としての役割も担うことで、地域社会の発展に貢献してきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会経済環境の激変、デジタル化の急速な発展、新たな働き方の芽生え、SDGsの理念の広がりをはじめとした地球環境や社会に対する意識の高まり等、地域経済は、これまで以上に多様な要素や価値観、多岐にわたる主体によって構成されるようになり、新たな局面へと入りつつある。

地域や近隣コミュニティの価値が改めて見直され、それらの重要性が一段と高まる中、多くの人々が暮らし、活動する世田谷は、更なる地域経済の発展に大きな可能性を秘めている。私たちは、取り巻く環境の変化を的確に捉え、新たな価値の創造に向けて変わり続けなければならない。

世田谷の産業に関わる全ての主体が、多様なニーズに応じた働きやすく創造性が活かされる環境や対話ができる場をつくりながら、各々の役割を果たし連携していくことで、地域の経済発展と地域や社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進していく。

【解説】

条例見直しの背景や新たな条例に込めた思い、決意を記載するため、また、条例の趣旨をわかりやすく説明するために、従前の「世田谷区産業振興基本条例」にはなかった前文を設けました。

第1条（目的）

第1条 この条例は、地域経済の持続可能な発展に関する基本的な事項を定め、区、事業者、区民及び関係機関の責務及び役割を明らかにすることにより、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進し、豊かな区民生活の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条例の目的は、地域経済の持続可能な発展を推進することにより、豊かな区民生活を実現することです。

本条例の重要なキーワードとなる「地域経済の持続可能な発展」とは、本条例においては地域の経済発展と地域や社会の課題解決（※1）を両立することと考えており、経済的な成長のみならず、様々な社会課題の解決など、従前では経済成長と距離があると考えられてきた価値の重要性も踏まえて両立を図っていくことで、将来世代も考慮した地域経済の発展が実現できると考えています。企業活動においても、従来のCSRへの取組み（企業の社会的責任）に加え、CSV（共通価値の創造：社会価値と経済価値を両立させる経営戦略のフレームワーク）が重視されています。

また、「豊かな区民生活」とは、2018年に定めた「世田谷区産業ビジョン」で掲げる「7つのありたい姿」（※2）を実現していくことをイメージしています。

※1 地域や社会の課題解決

地域や社会の課題とは、例えば、ワークスペースの創出やライフスタイルに合った働き方の実現、多彩な経験・能力を有する人材の活用、環境への配慮、子育て支援、高齢者の見守り、子どもの学びの場の提供など、多種多様なものであると考えます。ビジネスの視点からこれらの課題解決を目指すソーシャルビジネスの促進などは、今後の地域経済の活性化や豊かな区民生活の実現に資するものと考えています。

※2 7つのありたい姿

1. 住み慣れたところで、充実した日々が送れる活力あるまち
2. 安全・安心、快適で環境と調和したまち
3. 人の生活を豊かにし、地域を育む産業
4. 世田谷の特性を活かした多様な産業
5. 働く人が活躍できる機会の創出
6. 世田谷の魅力が様々な交流を促し、さらなる賑わいを生み出すまち
7. 環境にやさしく、潤いに満ちた生活や事業ができるまち

第2条（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 区内において事業活動を行う法人及び個人をいう。
- (2) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者並びに地域及びその人々と継続的に多様な面から関わる者をいう。
- (3) 関係機関 区内において地域経済の発展を推進することを目的として組織する団体並びに調査研究及び教育を行う機関をいう。

【解説】

「事業者」とは、中小企業や小規模事業者、大企業、個人事業主、フリーランス、NPO など、世田谷区内で事業活動を行う全ての事業者です。

「区民」の「地域及びその人々と継続的に多様な面から関わる者」とは、いわゆる関係人口のことを指しています。

「関係機関」とは、東京商工会議所、商店街連合会、工業振興協会、農業青壮年連絡協議会、法人会、東京青年会議所、建設団体防災協議会等の団体や、大学等の教育機関を指しています。

第3条（基本的方針）

第3条 地域経済の持続可能な発展に関する基本的方針は、次に掲げるとおりとする。

- （1）区民生活を支える多様な地域産業の持続性の確保に向けた基盤強化を図ること。
- （2）誰もが自己の個性及び能力を発揮することができる働きやすい環境を整備し、起業の促進及び多様な働き方の実現を図ること。
- （3）地域及び社会の課題の解決に向けてソーシャルビジネス（地域及び社会が抱える課題の解決及び収益の確保の両立を目指して取り組む事業をいう。以下同じ。）の推進を図ること。
- （4）地域経済の持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費（人、社会及び環境に配慮した消費行動をいう。以下同じ。）の推進を図ること。

2 前項各号に掲げる基本的方針は、区、事業者、区民及び関係機関が一体となり、産業間の横断的かつ相乗的な連携のもとで推進するものとする。

【解説】

本条例の目的である「地域経済の持続可能な発展」を推進するための基本的方針を定めています。

地域経済の持続可能な発展には、地域の経済発展と地域や社会の課題解決を両立することが必要であると考えています。4つの基本的方針のうち、（1）は主に産業振興基本条例の基本的な考えを踏襲するものであり、より経済発展につながるものです。

（2）～（4）は従前では経済発展とは距離があると考えられてきたものであり、地域や社会の課題解決につながるものですが、これらは今後より経済発展の考えと益々関係の深いものとなると考えられます。地域経済の活性化という観点から重視すべき考え方を整理した結果、この4つの基本的方針を実現していくことが、地域の経済発展と地域や社会の課題解決の両立につながり、地域経済の持続発展を推進することになると考えました。

- （1）世田谷の産業は、区民の生活と地域社会の基盤としての役割を果たしており、モノやサービスの提供、人材や資本、技術、情報といった資源の循環を通じて地域に豊かさや賑わいをもたらしています。
一方、デジタル化や新たな働き方の進展、SDGsの理念の広がり等に加え、新型コロナウイルス感染症による社会経済環境の急速な変化を乗り越えていくためには、多様な産業がレジリエントな対応力をつけていく必要があり、各業種、各産業の基盤を強固なものとしていくことが欠かせません。

(2) コロナ禍以前より増加傾向にあったフリーランスや兼業・副業に対する意識の高まりなどに加え、コロナ禍ではテレワークが広がりました。仕事と休暇を組み合わせたワーケーションという働き方も注目されています。働き方や働く場所の多様化に伴い、「住と職の境界」は薄れつつあり、これまで区外に通勤していた区民の区内活動時間が増えるなど、地域や近隣コミュニティの価値が見直されています。地域の多様な人材が交わり、地元の住民が主となって新たな価値を生み出していくことが、今後の地域経済の持続可能性へとつながると考えています。その実現に向けて、すべての人が自分の個性や能力を発揮することができる働きやすい環境を整備することが必要であり、地域の特性を踏まえた起業を促進することも多様な働き方の実現につながることから、そのための環境を整備していくことが求められます。

(3) コロナ禍に伴う地域での活動時間の増加により、人々の目がより身近な地域に向くようになったと言われています。地域での活動は、身近な課題や問題に気付くきっかけとなるとともに、SDGsの理念の広がりに伴う地球環境や社会に対する意識の高まりは、地域や社会課題の解決の重要性に改めて気づく機会となりました。課題が複雑・多様化し続ける現在の状況やこれからの社会においては、従前どおりの行政や大企業、ボランティアによる解決には限界があります。今後はソーシャルビジネスの手法を通じた多様なステークホルダーにより解決を図っていくこともより必要になります。世田谷は、従前から多種多様な中小・小規模事業者や特定非営利活動法人（以下「NPO」といいます。）の活動が盛んであり、互いに助け合い、様々なものを受け入れる包摂性の高さを特徴としてきました。これらを最大限活かし、事業者やNPO等によるソーシャルビジネスのみならず、様々なステークホルダーが主体性をもって課題解決に参画していくことができるよう、その環境の整備や促進を図ることが必要となります。

(4) SDGsで謳われている「持続可能」という言葉は、今や世界共通のキーワードであり、製品やサービスを生み出す生産者・事業者だけでなく、それを利用、消費する側も持続可能性を考慮する必要があります。

事業者の地域経済の持続可能性を考慮した活動や、エシカル消費に代表される人や社会、環境に配慮した消費行動を推進していくことが、今後の地域経済の発展には必要不可欠な要素となります。

これらの基本的方針を、区、事業者、区民、関係機関が一体となり、産業間の横断的かつ相乗的な連携（※）のもとで推進していきます。

※1 産業間の横断的かつ相乗的な連携

様々な業種の事業者や異なる産業間の連携促進により、単体での取組みに比べてより大きな相乗効果が得られ、効果的な成果につながると考えています。

第4条（分野別方針）

第4条 前条第1項各号に掲げる基本的方針に基づき、地域経済の持続可能な発展に向けた取組を行うに当たっては、次に掲げる方針を踏まえて、これを行うものとする。

(1) 商業については、次のア及びイに規定する事項を踏まえ、区民の社会生活を支える観点からその振興を図ること。

ア 商店街が区民の安全かつ安心な消費生活を支える場となり、かつ、地域コミュニティの担い手としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図ること。

イ 大規模小売店舗が地域社会と共生し、地域の生活環境を維持するため、その設置者による適正な配慮の確保を図ること。

(2) 工業については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めること。

(3) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等、農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、その営み及び農地の維持に努めること。

(4) 建設業については、都市基盤及び生活基盤を支え、区民の安全かつ安心な生活を守る観点からその振興を図ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、福祉、教育等の多様な産業の振興を図ること。

【解説】

地域経済の持続可能な発展には、区民の日々の暮らしを支える多様な産業の振興を図る必要があります。特に、主要な産業については、以下の点を考慮していくことが必要です。

商店街は、賑わいの創出をはじめ、安全・安心な消費生活の確保や文化の継承等、地域コミュニティの担い手として公共的役割を果たしてきたことから、これからもその振興を図っていきます。

高度経済成長から50年以上が経過し、幾度の経済危機を乗り越えて存続している世田谷の工業は、区民との関わりを考慮しながら引続き維持・振興していきます。

年々農地面積が減少し、従事者の高齢化が進んでいる世田谷の農業は、様々な産業との関係性を踏まえ、連携を推進していくという視点が必要となります。

世田谷の都市基盤を支え、区民生活を支える建設業は、その振興を図ることにより、区民の安全・安心な生活を守っていくことが必要です。

また、世田谷の特徴である豊富な人口に伴う福祉や医療、介護、教育、学習支援をはじめとするあらゆる産業の振興を図ることが、今後ますます必要となります。

第5条（区の責務）

第5条 区は、事業者の特性に配慮し、地域経済の持続可能な発展に関する施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。

2 区は、中小企業、小規模事業者及び特定非営利活動法人への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

3 区は、事業者、区民、関係機関、国、東京都等と協力し、第1項の指針の実現に向けて、事業者、区民及び関係機関の取組を促すための環境の整備を行うものとする。

【解説】

今後の地域経済の発展に向けては、区が大局的な視点から指針を定め、様々な主体のプラットフォームとして機能するとともに、対話の場を創出するなどの事業環境の整備を、事業者や区民、関係機関、他の行政機関等と協力して進めることが必要となります。

また、世田谷の事業者の多くが中小企業や小規模事業者から構成されていることや、NPOの活動が活発であるという特徴を踏まえ、区の責務として、そうした事業者等への支援を、その時々状況に応じて迅速に行っていくことが必要であると考えています。

第6条（事業者の責務）

第6条 事業者は、地域との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮し、地域及び社会の課題の解決並びに地域経済の持続可能性を考慮した事業展開を図るよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの創意工夫により、経営基盤の強化、誰もが働きやすい職場環境の整備、人材の育成、従業員の福利厚生の上昇等に努めるものとする。

3 商店街において事業を営む者は、安全かつ安心な消費生活を支え、にぎわい及び交流を促進する地域のまちづくりを推進するため、その中心的な役割を果たす商店会への加入に努めるとともに、商店会が事業を実施するときは、応分の負担をする等、相互に協力するよう努めるものとする。

【解説】

グローバル化の進展や第4次産業革命といった変化に加え、新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の大きな変化を経験したことにより、事業者は、レジリエントな事業展開を実現するための経営改善や基盤強化の必要性を強く認識したと思います。

今後は、多種多様な中小・小規模事業者が、区民生活を支え、雇用を生み出すという役割を担うだけでなく、地域や社会の課題解決を積極的に担っていくことも、より重視されていくと考えます。

事業者自ら経営基盤を強化することや、地域に根差した働きやすい職場環境の整備、人材の育成等に加え、地域経済の持続可能性を考慮した事業活動を行うことが求められます。

また、特に、商店街において事業を行う事業者は、地域コミュニティの担い手である商店街の活性化に寄与するという重要な役割を考慮して活動を行うことが必要であると考えます。

第7条（区民等の役割）

第7条 区民及び関係機関は、地域経済の持続可能な発展に向けて、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決の両立が必要であることを理解し、その実現に協力するよう努めるものとする。

2 区民及び関係機関は、地域及び社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの取組を理解し、協力するよう努めるものとする。

3 区民は、自らの消費行動が地域経済の持続可能な発展に寄与することを理解し、エシカル消費の推進に努めるものとする。

【解説】

新型コロナウイルス感染症の拡大は、区民が地域で活動する時間を増加させ、それに伴い地域や社会の課題に直面する機会も増えました。また、複雑・多様化し続ける社会課題や地域課題の解決には、様々なステークホルダーの参画が欠かせないものとなり、区民の協力を得ることは特に重要なポイントとなってきます。

消費者であり、労働者であり、生産者でもある区民の役割として、地域や社会の課題解決に理解と協力を促すのみならず、特にその解決に資するソーシャルビジネスへの協力やエシカル消費の推進を主体的に行っていくことの重要性が今後ますます高まっていると考えています。

第8条（施策等の評価）

第8条 区は、地域経済の持続可能な発展に関する施策を効果的かつ効率的に推進するために、地域経済の持続可能な発展に関する指針及び施策の評価及び見直しを実施するものとする。

【解説】

社会経済状況の変化に応じた指針の見直しや、区が実施する施策の評価・見直しは、地域経済の持続可能な発展に向けて大変重要な要素になると認識しています。

必要に応じた評価・見直しを進めていきます。

第9条（世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議）

第9条 地域経済の持続可能な発展に関する施策を推進するため、区長の附属機関として世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）地域経済の持続可能な発展に係る指針に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、地域経済の持続可能な発展に関すること。

3 会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

従前の「世田谷区産業振興基本条例」に基づく「世田谷区中小商工業振興対策委員会」及び「世田谷区農業振興対策委員会」を廃止し、新たに「世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議」を設置します。

新たな会議では、地域経済の持続可能な発展に向けて、区が定める指針や、各主体の取組み等について話し合っていきます。

第10条（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。